「おおさか生物多様性応援宣言」登録制度実施要綱

（目的）

 第１条 この要綱は、「おおさか生物多様性応援宣言」登録制度（以下「宣言制度」という。）に関する必要な事項を定め、大阪府（以下「府」という。）が、生物多様性の保全に取り組むことを宣言する府内の企業や団体等（以下、「宣言団体」という。）を登録し、その取組を広く府民等に紹介することにより、生物多様性に配慮した取組の促進を図り、生物多様性の保全及び持続可能な利用に寄与することを目的とする。

（宣言の申出及び登録）

 第２条 　府内で事業活動を行い、生物多様性の保全に取り組むことを宣言する宣言団体は、「おおさか生物多様性応援宣言」申出書（様式１）を、府に提出する。

　２　府は、前項の規定による申出の内容が適当であることが確認できれば、宣言団体として登録することとし、登録証（様式２）を発行したうえで、府のホームページにて公表する。

　３　登録にあたっての費用は徴収しない。

４　宣言団体は、宣言制度のロゴマーク（別添）を使用することができる。

（宣言団体の役割）

 第３条　宣言団体は、次の各号に掲げる事項に取り組むものとする。

（１）登録証を公衆の見やすい場所に掲示する。

（２）宣言に係る取組みを継続するとともに、取組みの充実を図る。

（３）府が行う生物多様性の保全施策に協力するよう努める。

（４）府が登録情報を更新するために毎年実施する取組状況調査に協力する。

 （府の役割）

 第４条　府は、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

（１）宣言団体の名称、宣言内容、取組状況について、府の広報媒体での周知に努める。

（２）宣言団体が取組みを推進するにあたって役立つ情報を随時提供する。

（３）宣言団体の取組みの促進に必要な支援に努める。

（宣言申出事項の変更及び辞退）

 第５条　宣言団体は、宣言申出事項に変更があったとき又は登録を辞退しようとするときは、「おおさか生物多様性応援宣言」変更（辞退）届出書（様式３）を速やかに府に提出するものとする。

　２　府は、前項の届出に応じて、公表内容等を変更する。

（登録の取消）

 第６条　府は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該宣言団体の登録を取り消すことができる。

（１）前条の規定による登録辞退の届出の提出があったとき

（２）第２条第１項に規定する要件に該当しなくなったとき

（３）本制度の趣旨に反するなど、登録を継続することが不適当と認められるとき

（その他）

 第７条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

(別添)

様式1

(ロゴマーク)